

会では、景観を守るため、枯れた松を伐採するという対応ではなく、今後は保全すべきエリアを決め、十分な防除を行うよう意見を付しました。

条例

情報交流プラザの閉鎖、夜間初期診療センターの開設、国民健康保険税の納期変更（8期から12期）など10件の条例制定・改廃案を可決しました。

情報交流プラザの閉鎖について審査を行った総務委員会では、施設に設置してあったパソコンや大型プリンターなどの備品については、市職員だけでなく、一般市民も利用できるような活用方法を検討するよう意見を付しました。

また、国民健康保険税の納期変更について審査を行った厚生委員会では、納期変更に伴い追加された徴収の特例などについては、市民に対して丁寧な周知方法を心がけるよう、また滞納者に対する相談体制については、さらなる強化を図るよう意見を付しました。

議決

外国人登録法の廃止に伴う長崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更、竹松本町架道橋新設工事に関する基本協定の変更の2件の議決議案を可決しました。

請願

「西部町山頂産廃処理施設の経営形態変更について長崎県への意見書提出に関する請願」が提出されました。

この請願は、西部町山頂にある産業廃棄物処理施設が、長崎県に許可申請を行っているが、大村市が長崎県から意見を求められた場合には、地元の意見を踏まえて意見書を提出してほしいというものです。

審査を行った建設環境委員会では、紹介議員に趣旨説明、市側に現状報告を求めたほか、請願人からの意見聴取や現地調査を行い、施設の現況を確認しました。

採決の結果、委員会、本会議と

も採択となり、この請願を市長へ送付するとともに、その処理の経過及び結果の報告を市側に請求しました。

陳情

「地球社会建設決議に関する陳情」、「空襲被害者等援護法（仮称）の制定を求める意見書」に関する陳情」の2件の陳情が提出され、それぞれ所管の常任委員会で検討を行いました。

意見書

地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書

「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置付け、森林・林業・林産業における地球温暖化対策の実行に必要な財源を確保するなどの措置を講じるよう国に対し意見書を提出しました。

主な条例制定・改廃の内容

◇大村市夜間初期診療センターの開設

夜間の内科及び小児科の軽症患者の診療を担う施設として、平成 25 年 5 月より夜間初期診療センター（こどもセンター内）が開設されます。

◇国民健康保険税の納期の変更

被保険者の国保税 1 期分の負担を軽減するため、平成 25 年度から国保税の普通徴収の納期が 8 期から 12 期に変更されます。

◇大村市情報交流プラザの閉鎖

パソコンなどの普及、施設利用者の減少により、情報交流プラザ（雄ヶ原町 1298 番地 29）が平成 24 年度末で閉鎖されます。

◇軽自動車税の減免

平成 25～29 年度までの 5 年間、電気を動力源とする軽自動車の軽自動車税が減免されます。（平成 24 年 11 月 30 日現在の該当車両は 14 台）